平成２６年（フ）第２５６号
岡山県倉敷市中島1321番地１　コーポ三谷原201号
債務者　清田真由美
１　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４４８７号
大阪市北区山崎町３番13号　株式会社良有内
債務者　上田久美子（旧姓辻川）
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５７９号
大阪府門真市千石東町２番６―306号
債務者　赤帽ひのき運送店こと桧幸一郎こと檜　幸一郎
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７５号
大阪市天王寺区細工谷２丁目１番27号朝日ハウス105号
債務者　松江佐智子
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２５９号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目16番24号
債務者　滝澤　康子
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９６号
大阪府吹田市天道町16番８号
債務者　北尾　和久
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３２４号
大阪市住之江区御崎１丁目８番22号　ジョイフルミサキ405号、前住所大阪市住之江区西加賀屋４丁目２番10号
債務者　岩﨑　恒夫
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３６４号
大阪市城東区永田１丁目２番17号シャーメゾン永田Ｂ―102
債務者　髙村　信志
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４３３号
大阪府茨木市高田町11―18　医療法人恒昭会藍野病院内、住民票上の住所大阪市東淀川区下新庄４丁目15番13号　あうん下新庄302号
債務者　岩津　　茂
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９５１号
堺市堺区緑ヶ丘中町１丁３番16号
債務者　田中　弘道
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９６６号
堺市北区北花田町３丁37番地７　ＵＳモンテラーゼ405号
債務者　花田　加世
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９６９号
大阪府河内長野市千代田台町１番13―108号
債務者　細原　千草
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９７８号
大阪府柏原市太平寺１丁目３番15―605号クレール冨士
債務者　松本　紗江（旧姓黄瀬）
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
岡山県津山市堺町７番地
債務者　久保美惠子
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第８７号
香川県丸亀市郡家町1871番地１　サーパス郡家第３―1301号
債務者　髙岡　和弘
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第９１号
香川県善通寺市吉原町3185番地１
債務者　大西　沙織（旧姓鵜川・大𠮷）
１　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１１８号
北海道登別市幌別町８丁目14番地　幌別東団地75Ｒ７―201号室、前住所北海道登別市中央町２丁目12番地11
債務者　丸山　　剛
１　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係